

別表1

決定権者	事案の区分		保存期間
委員長 (注)	1	事業計画の実施に係る基本方針の策定に関すること。	5年
	2	委員会の会議に関すること。	
	3	規程の制定及び改廃に関すること。	
	4	予定価格が1000万円以上の契約に関すること。	
	5	前各号のほか、特に重要な事項に関すること。	
事務局長	1	事業の実施計画を策定すること。	3年
	2	事務局の運営に関すること。	
	3	予定価格が1000万円未満の契約に関すること。	
	4	前各号のほか、重要な事項に関すること。	

(注) 委員長とは、東京都産業労働局長の職にある者とする。

別表2

書式	ひな型	寸法
てん書体	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>女性首長による びじょん ネットワーク 実行委員会 委員長之印</p> </div>	方24mm